

2-3 学生の受け入れ

A群・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

入学者選抜の概要は次のとおりである。

〔1〕基本方針

まず、標準3年制コースを重視しつつも、短縮2年制コース（法学既修者）の志願者にも門戸を開くことを基本に据えて、前者の定員を40名、後者の定員を20名とする。その上で、志願者には単願または併願を認めることにする。

〔2〕短縮2年制コース（法学既修者）の入学者選抜

このような方式を採用した場合、とくに重要なのは、短縮2年制コース（法学既修者）への入学者をどのような基準で選抜するかということになる。その点は、短縮2年制コース（法学既修者）の1年次当初において標準3年制コースの1年次修了認定と同程度の学力を保持していることが要求されることから、その程度の学力を備えているか否かを、次の方法により審査する方針である。すなわち、一次審査（適性試験による）をパスした志願者に、本法科大学院が独自に出題する法律専門科目の筆記試験（公法・民事法・刑事法の3科目）を課す。これにより、法学既修者の資格を備えているか否かの識別は可能となるだろう。

〔3〕一般選抜ならびに社会人経験者選抜及び他学部出身者選抜

〔3〕-1 一般選抜

① 募集人員 約42名

標準3年制コースと短縮2年制コース（法学既修者）の比率は原則 2：1の割合（社会人経験者選抜の合格者の割合によって変動する）。

② 適性試験 大学入試センターと日弁連法務研究財団の両方を課す。

③ 二次審査

a 標準3年制コース

適性試験・面接試験・日弁連論文・学部（大学院）成績・その他を総合判断し合格者を決定する。

b 短縮2年制コース

適性試験・筆記試験・面接試験・日弁連論文・学部（大学院）成績・その他を総合判断し、合格者を決定する。

④ 標準3年制コースと短縮2年コース（法学既修者）の併願を認める。

〔3〕-2 社会人経験者選抜

① 募集人員 約12名<標準3年制コース・短縮2年制コース（法学既修者）をあわせて12名>

② 出願資格

(A) 大学を卒業後、合計就業年限が3年以上経過した者、3年に満たない場合は大学卒業後5年以上経過した者

(B) 未就業者で「社会人」経験ありと自任する者については大学卒業後5年以上経過した者

③ 選抜方法 〔3〕-1一般選抜に同じ（提出書類は異なる）。

なお、上記〔3〕-2の②において、「大学卒業後5年以上経過した者」を有資格者とするのは、以下のように考えているからである。

この資格設定には、2つのカテゴリーが用意されている。一方は、「合計就業年限」が「3年以上経過した者」を原則としつつ、「3年に満たない場合」には「大学卒業後5年以上経過」を要件としている。これは、あくまでも通常観念されるところの「就業」にこだわりながら、その「就業」がなんらかの事情で長続きしない者に対しても門戸を開こうとするものである。他方は、いわゆる「就業」経験にとらわれることなく、「社会人」経験ありと自任する者に開かれた資格設定である。例えば、未就業のまま専業主婦となった者の場合、通常の「社会人」枠では資格なしとされるであろうが、このようなケースであっても法曹としての適格者がいないとは限らない、あるいはむしろそうした層から法曹適格者を積極的に発掘したいとの思いは切なるものがあることから、このような有資格者枠を設定することとした。後者については、「未就業者」という表現により、いわゆる「司法浪人」もこの枠に

該当するとの読み方もできようが、その場合は、『社会人』経験ありと自任する者に要求される自己推薦書類によって「社会人」枠から排除でき、彼らは一般選抜にまわらざるをえないであろう。

以上2つのカテゴリーとも「大学卒業後5年以上経過」を要件としているが、それは、一般選抜という入学の途が用意されていることとの関係で、実態において上記の事情に合致する者であっても、「社会人」という特別選抜枠の適格者としては、最低限「大学卒業後5年以上経過」していることが必要との認識に基づいている。付言するならば、大学卒業後の経過年数について5年とするか、それとも7年、さらには10年またはそれ以上とするかでいえば、そのいずれが合理的であるのかは判断に苦しむところであり、そうであるとすれば、**より多くの志願者間の競争があることが好ましいこと**を考慮し、比較的短期に設定したことは妥当と考えている。

[3]-3 他学部出身者選抜

- ① 募集人員 標準3年制コース 約6名
- ② 出願資格 大学において法学部以外の学部を卒業した者。ただし、専門教育科目取得単位のうち法学関連科目の取得単位が全取得単位の1/2以上の者は除く。
- ③ 選抜方法 [3]-1一般選抜に同じ（提出書類は異なる）。

[3]-4 入学試験日等（2006年度入試）

① 適性試験

- | | |
|------------|-------|
| a 日弁連 | 6月12日 |
| b 大学入試センター | 6月26日 |

② 選抜試験

- | | |
|-----------------------|-----------|
| a 一次審査合格発表（全コース） | 9月8日 |
| b 二次審査 筆記審査（全コース） | 10月2日 |
| c 二次審査 面接審査（標準3年制コース） | 10月15～16日 |
| （短縮2年制コース） | 10月22日 |

（注記）上記の一般選抜、社会人経験者選抜、他学部出身者選抜のそれぞれの割合については、入学試験をうけて、原則的枠組みをくずさない程度において、教授会が判断するものとする。

[3]-5 2007年度入試においては、選抜の合理化を意図して、以下の手直しをほどこした。

- ① 適性試験については、これまで「大学入試センター」及び「日弁連法務研究財団」の2つのスコア提出を要求していたが、出願者が選択するどちらかのスコア提出とした。比較は、日弁連法務研究財団が公表する対応表に基づき行う。
- ② 短縮2年制コースについては、日弁連法務研究財団「法学既修者試験」（第1部～第4部）の成績提出を求めることとした。これは従来の独自の専門科目試験出題に替わるものである。
- ③ 独自の小論文試験は、標準3年制コース志願者のみに課すことにした。

上記のとおり現在、一般入試・社会人入試・他学部生入試を実施しているが、A0入試導入の検討を考えている。一般入試・社会人入試・他学部生入試を維持しつつ、A0入試の導入によって院生の層を多様かつ厚みのあるものにしたいからである。A0入試については、本学法学部教授会の推薦に基づく法学部卒業見込者のうちの成績上位者を対象とすることを考えているが、それが外部評価に堪えうるかは精査が必要である。なお、A0入試を実施するにしても、その人数は数名という限定されたものになるだろう。

B群・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

学内推薦制度は、現在は導入していない。

A群・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

他大学・大学院の学生に対し、100%「門戸開放」している。

B群・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

現在は実施していないが検討課題になっている。

B群・社会人学生の受け入れ状況

社会人枠を設定している（「入試要項」参照）。

C群・科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

科目等履修生については、本法科大学院は社会に開かれた存在であるべきことを認識し、積極的に受け入れる。ただし、当分の間、「展開・先端科目群」に属する科目についてのみ受け入れる。

合否は、申請者により提出された所定の申請用書類に基づき、面接をへて、決定する。納入金は未定。申請科目数は限定しない。

A群・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

収容定員は180名であるが、2006年度における在籍学生数は1年次生が63名、2年次生が54名、3年

本章 IV. 専門職大学院の取組

次生が46名で計163名となっている。3年次生の入学時は短縮2年制コース生が14名おり、この14名が修了したため減となっている。ただし、このうち2006年度入学者は68名であり、総定員を8名超過している。このため、今後は定員維持方策の追及が大きな課題である。